

## 第 8 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 10 月 12 日（水） 13 時 54 分～14 時 23 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

2 番委員	齋 藤 美也子	3 番委員	對 馬 忠 法	4 番委員	古 川 榮
5 番委員	工 藤 守	6 番委員	高 井 美奈子	7 番委員	今 井 文 雄
8 番委員	大 川 哲 彌	9 番委員	花 田 良 造	10 番委員	工 藤 正
11 番委員	丹 代 純 嗣	12 番委員	葛 西 雅 博	13 番委員	今 井 龍 美
14 番委員	柴 田 博 明	15 番委員	桑 田 久 毅	16 番委員	小山内 知 寛
18 番委員	山 口 知 治	19 番委員	長 尾 浩		

4 欠席農業委員（2 名）

1 番委員	三 浦 勝 志	17 番委員	三 浦 良 孝		
-------	---------	--------	---------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（6 名）

平賀-2	阿 部 功	平賀-3	七 戸 茂 春	平賀-4	齋 藤 嗣 郎
平賀-5	谷 川 一 雄	尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一

6 欠席農地利用最適化推進委員（2 名）

平賀-1	赤 平 和 総	尾上-1	小 野 良		
------	---------	------	-------	--	--

7 出席事務局職員（3 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐 藤 満 徳	主査	谷 川 智 也
------	-------	--------	---------	----	---------

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 25 号 平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 28 号 農地法第 18 条第 1 項の規定に基づく許可に係る意見について

議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 23 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 24 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

## 9 会議の概要

・あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章  
唱和（委員全員） (省 略)

**[開会 13 時 57 分]**

議長

(今井 龍美)

これより、第 8 回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、谷川主査の出席を求めました。

書記には、佐藤事務局長補佐を採用いたします。

日程第 1、議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。

16 番小山内委員、5 番工藤委員にお願いいたします。

日程第 2、会期についてお諮りいたします。

会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。

日程第 3、本日の議案は、お手元に配付してある議案第 25 号から議案第 29 号までの 5 件、ほかに報告が 4 件でございます。

なお、審議の際、今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案審議に入ります。

まず、議案第 25 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 25 号、平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、平川市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

申請地については、整理番号 2 番は 3 ページのとおり、碓ヶ関インターチェンジ入り口から南東へ約 3.3 キロメートルに位置する農地です。土地利用計画は 4 ページのとおり、楽天モバイル株式会社が申請地内の丸印のあたりに携帯電話用の中継基地局を設置するものです。

整理番号 3 番も 5 ページのとおり、碓ヶ関インターチェンジ入り口から南東へ約 2.6 キロメートルに位置する農地です。土地利用計画は 6 ページのとおり、こちらも同じく楽天モバイル株式会社が申請地内の丸印のあたりに同様の中継基地局を設置するものです。お互いの基地局の距離は直線で 1 キロメートルほど離れたところでは

中継基地局の設置のみの場合は、農業委員会へ届出等による説明のみとされており、転用申請は不要となっております。今回の内容としてはご覧のとおり農地の一部に設置するだけで、周辺の農地に大きな変更はないため、通常委員全員で現地確認する必要性はなしと判断し、当該資料で設置場所の確認だけに留めたいと考えております。

今回、農振除外申請された面積は 8 平方メートル、田 1 筆、畑 1 筆です。

今回の農振除外申請に関する当委員会からの意見としては、許可相当であると考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回は現地調査を省略し、議案資料にて場所等の確認だけといたします。

議案第 25 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 25 号について、事務局説明のとおり許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長

次に、議案第 26 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

7 ページをご覧ください。

議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、8 ページをご覧ください。

所有権移転について、37 番は新規就農、38 番は経営拡大によるものです。件数は 2 件、面積 796 平方メートル、畑 4 筆となっています。

使用貸借権設定について、11 番および 12 番は親からの経営継承によるものです。件数は 2 件、面積 12,215 平方メートル、田 3 筆 4,582 平方メートル、畑 12 筆 7,633 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 26 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 27 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

11 ページをご覧ください。

議案第 27 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可につ

いて、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添3の農地転用許可基準説明書と合わせて、12ページをご覧ください。

整理番号8番の申請地は13ページのとおり、柏木温泉から西へ約60メートルに位置する農地です。土地利用計画は14ページのとおり、現在の園地運動場の拡張と菜園の設置です。

整理番号9番の申請地は15ページのとおり、弘南鉄道館田駅から東へ約230メートルに位置する農地です。土地利用計画は16ページのとおり、普通住宅の建築です。

整理番号10番の申請地は17ページのとおり、弘南鉄道津軽おのえ駅から北へ約500メートルに位置する農地です。土地利用計画は18ページのとおり、当該保育園の運動場の新築です。

農地区分は別添3の1にあるとおりで、8の総合意見として許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

今回の申請件数は3件、合計面積は3,719平方メートル、田3筆1,864平方メートル、畑1筆1,855平方メートルです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、7番今井委員、8番大川委員、疑問点等がありましたらお願いします。

7番今井委員

特にありません。

8番大川委員

特にありません。

議長

それでは、議案第27号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第28号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

19 ページをご覧ください。

議案第 28 号 農地法第 18 条第 1 項の規定に基づく許可に係る意見について、農地法施行令第 20 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 4 農地法第 18 条調査書と合わせて 20 ページをご覧ください。

議案を説明する前に、農地法第 18 条 1 項に規定する許可について説明します。

農地の賃貸借を終了させる方法は、契約の解除、解約の申し入れ、更新拒絶及び双方合意による合意解約があります。合意解約以外は原則として農地法第 18 条の県知事許可を受ける必要があります。これまで貸手、借手双方合意による合意解約を行っていましたが、今回双方合意による解約ができなかったため、県知事許可となる案件となりました。農業委員会の意見を付して県知事へ進達することになります。県知事は農業会議の意見を聞き許可を出すことになります。

それでは議案の説明をいたします。今回の 18 条許可申請は 1 件、面積が 4,941 平方メートルで地目はすべて畑となっています。

申請事由は、借人が次世代人材投資事業採択予定者として、昨年春ごろより営農を行うべく準備をしていましたが、本人の怠慢により政策金融公庫及び JA の融資を断られ、青年就農計画達成の見込みがないとの市の判断により事業を打ち切ることとなりました。その後本人との連絡が途絶え、ハウスの購入費、資材の購入費等未納であり、その間の賃借料もまた未納のままでありました。

また、農地の管理についても不十分で、町会等から何度となく苦情があったことにより、その都度地元の農業委員が対応に追われている状態となっておりました。貸人は、このままでは賃貸借を継続しがたいと判断し、今回の申請に至ったものです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 28 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

山口委員。

18 番山口委員

今、ここの現状は、ハウスは建っているのですか。

谷川主査

現状は、ハウスが 2 棟建っています。

18 番山口委員

原状回復させないまま、解約するのですか。

谷川主査

現状のハウス 2 棟が建っているまを、買いたい方が現れまして、一旦この契約を解約し、その買いたい方との契約を結ぶ方向です。

議長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に議案第 29 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

21 ページをご覧ください。

議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布している別添 5 と合わせて、22 ページをご覧ください。所有権移転については、整理番号 36 番から 48 番は譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は 13 件、面積 28,820 平方メートル、田 8 筆 14,889 平方メートル、畑 23 筆 13,931 平方メートルです。なお、売買価格については、別添 5 のとおりです。

次に、26 ページ利用権設定について、整理番号 12 番は使用貸借による利用権再設定です。今回の件数は 1 件、面積 2,697 平方メートル、地目はすべて畑です。

議長

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 11 番丹代委員、18 番山口委員、疑問点等がありましたらお願いします。

12 番丹代委員

特にありません。

14 番山口委員

議長 それでは、所有権移転の 42 番から 48 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、42 番から 48 番を除いて原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に所有権移転の 42 番から 48 番は対馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に準じ、3 番対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員、退席)

議長 それでは 42 番から 48 番について、質疑、ご意見を求めます。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、42 番から 48 番を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

対馬委員の入室を許可します。

(対馬委員、着席)

議長 次に、報告 4 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査 27 ページをご覧ください。

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得にかかる届け出を受理したので報告するものです。

28 ページをご覧ください。令和4年6月から令和4年9月までの4か月間の相続による届け出一覧です。合計件数は14件、面積142,083平方メートル、田37筆、畑67筆です。

29 ページをご覧ください。

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添6 関連案件一覧と合わせて、30 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、20番は借受人へ売買するため、21番は他者へ売買するため、それぞれ解約するものです。件数は2件、面積5,295平方メートル、畑6筆です。

31 ページをご覧ください。

報告第23号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

32 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、12番は経営移譲やり直しのため、13番は法人へ売買するため、14番は他者へ売買及び賃貸借するため、それぞれ解約するものです。件数は3件、面積24,036平方メートル、田5筆10,108平方メートル、畑18筆13,928平方メートルです。

続いて34 ページをご覧ください。

報告第24号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

35 ページをご覧ください。

整理番号4番は36 ページのとおり、届出地は葛川支所から南東へ約2.3キロメートルに位置する農地です。土地利用計画図は37 ページのとおりで、盛土後は野菜を作付けするそうです。

整理番号5番は38 ページのとおり、届出地は文化センターから東へ約900メートルに位置する農地です。土地利用計画図は39 ページのとおりで、盛土後は大豆を作付けするそうです。

今回の届出件数は2件で、面積9,223平方メートル、田2筆です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

12番葛西委員。

12番葛西委員

32 ページの解約の理由が経営移譲のやり直しとなっているが、具体

的にはどうということか。

谷川主査

こちらは父から長男へ貸しておりました農地を、次男が会社をやめて本格的に農業を始めるということから、次男へ貸し付けるために長男との使用貸借を解約するものです。

議長

ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第8回総会を閉会いたします。

[閉会 14時23分]